

業 務 仕 様 書

この仕様書は、島根県済生会江津総合病院を(甲)、受託者を(乙)とし、島根県済生会江津総合病院の給食業務における商品売買及び直営支援サービスに関し必要な事項を定める。

1. 病院概要

- ・所在地 島根県江津市江津町 1016-37
- 施設名 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 島根県済生会江津総合病院
- 規 模 許可病床数 300 床（稼働病床数 220 床）
※平成 31 年 4 月現在

2. 契約名

- ・給食業務における商品売買及び直営支援サービス業務委託契約

3. 契約期間

- ・令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ただし、契約期間の短縮及び延長については、甲乙協議のうえ変更を可能とする。
- ※令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の期間における費用等の負担については、甲乙協議の上決定する。

4. 仕様内容

- ・直営による給食運営への切換えについて全面的なサポート体制を有すること。
 - ①専門スタッフの派遣が可能であること。※職員への指導・教育
 - ②献立管理（甲の食事箋に基づいた献立作成等）のサポートが可能であること。
 - ③労務管理のサポートが可能であること。
※業務全般における、応援スタッフの派遣が可能であること。
 - ④衛生管理方法や各種マニュアル作成におけるサポートが可能であること。
※H A C C P（ハサップ）義務化に向けた指導を含むこと。
- ・完調品（クックチル等）を使用した給食運営のサポート体制を有すること。
 - ①専門スタッフの派遣が可能であること。※職員への指導・教育
 - ②給食商品（常食及び各種治療食）の供給が可能であること。
 - ③甲の希望に基づいたメニューに対応可能であること。

5. その他

- ・ 守秘義務に関して乙は業務遂行中に知り得た病院および患者様などの情報を漏らしてはならないこと。
- ・ 緊急時に対応できる体制を有すること。※非常用バックアップ食材の確保等
- ・ この仕様書に定めのない事項については甲乙協議の上決定すること。